

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

(抜粋)

令和2年7月17日

経済財政運営と改革の基本方針 2020 (目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と 新しい未来に向けて 1

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況
— 我が国が直面するコロナのグローバル危機
 - (1) 感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況
 - (2) コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ
2. ポストコロナ時代の新しい未来
3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
— 「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応
4. 「新たな日常」の実現
5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革
 - (1) 当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方
 - (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 8

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略
 - (1) 医療提供体制等の強化
 - (2) 雇用の維持と生活の下支え
 - (3) 事業の継続と金融システムの安定維持
 - (4) 消費など国内需要の喚起
2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応
3. 東日本大震災等からの復興
 - (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - (2) 近年の自然災害からの復興

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

- ① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化
- ② マイナンバー制度の抜本的改善
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
- ④ 分野間データ連携基盤の構築、オープンデータ化の推進

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(3) 新しい働き方・暮らし方

- ① 働き方改革
- ② 少子化対策・女性活躍
- ③ 教育・医療等のオンライン化
- ④ 公務員制度改革

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

- ① 書面・押印・対面主義からの脱却等
- ② デジタル時代に向けた規制改革の推進

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

- ① スマートシティの社会実装の加速
- ② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
- ③ 地域の中小企業の経営人材の確保
- ④ 地方都市の活性化に向けた環境整備
- ⑤ 公共サービスにおける民間活用
- ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- ④ 海外経済の活力の取込み
- ⑤ スポーツ・文化芸術の力

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

- ① 初等中等教育改革等
- ② 大学改革等

- ③ リカレント教育
- (2) 科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

- (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築
 - ① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等
 - ② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進
- (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止
 - ① 就職氷河期世代への支援
 - ② 最低賃金の引上げ
- (3) 社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

- (1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- (2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
- (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
- (4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするのと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

の観点からの広域連携も図りつつ、全国的な浸透を図る³⁸とともに、デジタル化も活用したきめ細やかな施工・執行管理や地方自治体の取組の「見える化」を通じた施工時期の平準化等により生産性向上等を図る。また、インフラの老朽化が進展する中で、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、その際、新技術やデータ利活用による効率化・高度化を図る。

(3) 新しい働き方・暮らし方

① 働き方改革

働き方改革関連法³⁹の着実な施行を労働関係法令の適正な運用を図りつつ取り組むとともに、感染症への対応として広まったテレワーク等がもたらした、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせることなく最大限活かし、従業員のやりがいを高めるためのフェーズⅡの働き方改革⁴⁰に向けて取組を加速させる。労働時間の管理方法のルール整備を通じた兼業・副業の促進など複線的な働き方や、育児や介護など一人一人の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を労働者が自由に選択できるような環境を整備し、RPAの活用を含む更なる生産性向上に向けた好循環を作り出す。あわせて、不本意非正規雇用の解消を図る。

テレワークの定着・加速を図るため、新たなKPIを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。さらに、事業場外みなし労働時間制度の適用要件に関する通知内容の明確化や関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。

こうした中で、労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、こうした働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行う。

② 少子化対策・女性活躍

少子化は社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難であり、「86万ショック」とも呼ぶべき状況も踏まえ、直ちに立ち向かう必要がある。少子化対策、女性活躍及び働き方改革を相互に密接に連携して推進する。「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」⁴¹に基づき、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、できることから速やかに着手する。例えば、結婚支援、不妊治療への支援、仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・

³⁸ 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指している。

³⁹ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

⁴⁰ メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

⁴¹ 令和2年5月29日閣議決定。

育児参画の促進、地域等での支援で安心し妊娠・出産、子育てできる環境整備、児童手当、保育所の利用、住宅政策等の多子世帯への支援など、総合的な少子化対策を進める。

出産後に女性の正規雇用比率が低下するいわゆるL字カーブの解消に向け、継続就業率の新たな目標⁴²の実現に向けた取組を推進するとともに、女性の正規化を重点的に支援する。就業調整の解消や女性に集中する子育ての負担の軽減に取り組む。

配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。

2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法⁴³の着実な施行や同法附則に基づき子供の支援に携わる者の資格の在り方や子供の権利擁護等の検討を進めること、児童相談所や市町村の体制強化、情報共有システムの推進、子供の見守り体制の強化、SNS等のICTを活用した相談体制等の推進など、対策の総合的・抜本的な強化策⁴⁴を着実かつ強力に推進するとともに、里親など家庭養育優先原則の徹底を図る。

「女性活躍加速のための重点方針 2020」⁴⁵に基づき、養育費確保の実効性向上策等を着実に実施しつつ、健康支援や地域における女性活躍を推進するとともに、新たな男女共同参画基本計画を年内を目途に策定する。「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」⁴⁶に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。感染症に伴うDVの増加、深刻化を踏まえ、相談支援体制の充実などDV対策を強化する。また、安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。

③ 教育・医療等のオンライン化

新しい生活様式の中、遠隔教育、オンライン及び電話による診療・服薬指導について、利用者を含めた多様な関係者の意見を踏まえつつ、検証を進めていく。

高校・大学の遠隔教育について、単位上限ルール等の見直しを検討する。また、義務教育段階の遠隔教育やデジタル教科書・教材の整備・活用を促進するとともに、デジタル教科書が使用できる授業時数の基準の緩和を検討する。

オンライン診療について、電子処方箋、オンライン服薬指導、薬剤配送によって、診察から薬剤の受取までオンラインで完結する仕組みを構築する。

④ 公務員制度改革

2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。

国家公務員制度改革基本法⁴⁷にのっとり、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適

⁴² 2025年に70%。

⁴³ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）。

⁴⁴ 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）。

⁴⁵ 令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。

⁴⁶ 令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定。

⁴⁷ 国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）。